二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字日カゲ山七二〇の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び麻績村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡阿南町字和合二五五四のイ、字北條四七、字富草四九八六の一、五四一三の一、五四一三の二、五四五六の一から五四五六の九まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字和合二五五四のイ、字富草四九八六の一、五四一三の一、五四一三の二、五四五六の一から五四五六の九まで
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県東筑摩郡麻績村麻字日カゲ七二一、字入田一三六の二、日字矢崎四九六の二、字金山二一九八の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び麻績村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
愛媛県喜多郡内子町立石二〇〇九の一、三七九四、三七九七の一、四〇一九、中川八三五、八七八、八七九の一、八七九の二、八八一、一二一一、一二一二の一から一二一二の三まで、一二一三、二一一四の一、二一一五、二一一六、三一四一、三四七六、三五〇三、三五〇四、三五〇六、三五〇八、三五一〇、三五一九、寺村七、二二、三〇、三一、上川一五九八、一六〇〇、一六一一、二二二〇、二二二一、二二五三、二二五四、二二八〇、二二八二、二二八四から二二八六まで、二二八五の二、二二八六の二、二二九〇、二二九三の二、二三九四、二三〇〇、二三〇〇の二、二三〇一から二三〇五まで、二六八八、三〇一五、三〇四二、三〇四五から三〇四七まで、四五一三、本川一九、三三一、七五〇、七五一の一、七五一の二、大洲市肱川町山鳥坂五一七五から五一七七まで
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法　変更しない。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和四十七年二月二日農林省告示第四十五号（七に係るものに限る。）
(二)　変更に係る指定施業要件
1　立木の伐採の方法　変更しない。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡阿南町字西條一六一二、一六四九、一七六三の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月十四日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県松本市大字入山辺字山辺山北側八九六一の一五九七、八九六一の一五九八
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）